

入 札 公 告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和８年８月２１日

常陸太田市長 藤田 謙二

１ 発注担当課

常陸太田市 消防本部 総務課

２ 物件内容

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| （１）物品名 | 08. 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ-B型）購入 |
| （２）納入場所 | 常陸太田市山下町 1693 常陸太田市消防本部総務課 |
| （３）納入期限 | 令和１０年３月３１日 |
| （４）品質・規格等 | 仕様書のとおり |
| （５）数量 | １台 |

３ 競争参加資格

この物品納入の入札に参加する者に必要な資格は、下記のとおりである。

- （１）本市の令和５・６・７年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者で、「消防機装車」に登録のあること。
- （２）当該物品の納入に関して許可、認可等を必要とする場合に、当該許可等を受けている者であること。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更正手続きの開始決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- （４）常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１９年常陸太田市告示第７１－２号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- （５）当該物品の納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及びメンテナンスについて、適切かつ迅速に対応できる体制が整備されている者であること。

４ 競争入札の参加手続

- （１）この物品納入の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムにより提出するものとする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、紙入札方式参加届出書を提出することにより、書面により申請書の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

（ア）電子入札システムによる申請書の受付日時

令和８年８月２４日～令和８年８月３１日（休日を除く）必着

いずれも９時から１７時まで（ダミーファイルを添付して申請してください。）

（イ）紙入札での申請書の受付日時・提出先

令和８年８月３１日（休日を除く）１７時必着

常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係へ持参により提出

- （２）電子入札システムにおける申請書の受付票は、この申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

(3) 受付日時までに申請書を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

5 仕様書等

(1) 仕様書等は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(調達機関名で「常陸太田市」を選択)

6 同等品の認定及び承認

この物品納入の入札において、同等品・同性能の認定を申請する者は、あらかじめ下記に掲げる申請書を提出し、承認を受けなければならない。

- (ア) 提出書類 同等品申請書兼承認書(様式第2号)
- (イ) 提出方法 持参又はFAX
- (ウ) 提出先 常陸太田市山下町1693
常陸太田市 消防本部 総務課 総務施設係
電話 0294-73-1193
FAX 0294-72-2601
- (エ) 提出期限 入札公告の日から令和8年8月27日 13時まで
- (オ) 承認回答 令和8年8月28日までに同等品申請者に回答する。

7 質疑書の提出

この物品入札に質疑事項がある場合は、質問をすることができる。

- (ア) 提出方法 電子メールのみ
- (イ) 提出先 常陸太田市 消防本部 総務課 総務施設係
電話 0294-73-1193
E-Mail : shobosomu1@city.hitachiot.lg.jp
- (ウ) 提出期限 入札公告の日から令和8年8月27日 13時まで
- (エ) 質疑回答 令和8年8月28日までに入札情報サービスに掲載する方法により回答する。

8 納入物品説明会

実施しない。

9 競争入札執行の日時

- (1) 日時 令和8年9月4日 9時

10 予定価格

公表しない。

11 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、紙入札方式の届出をした場合には、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明等に限り)により提出することができる。なお、郵送する封筒については、別に定める作成例に準じ作成するものとする。

- (ア) 電子入札システムによる入札書の受付日時
 - ・令和8年9月1日から令和8年9月3日 17時(休日を除く。)必着
- (イ) 郵送(紙入札方式による入札の届出をした者に限り)。
 - ・受領期限は 令和8年9月3日 17時必着
 - 期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
 - ・提出先 郵便番号313-8611
茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係
- (ウ) 提出書類

- ・入札書（常陸太田市財務規則（昭和62年常陸太田市規則第1号）様式第94号）
- (エ) 郵便による入札書の提出方法（紙入札方式による入札の届出をした者に限る。）
封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
 - ・中封筒は、入札書を入れて封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る件名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
 - ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る件名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。
- (オ) くじ番号
入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札の場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」を記載して提出すること。記載がない場合は、市に到着した順にくじ番号を無作為に付するものとする。

1 2 競争入札時の注意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (2) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 入札の執行回数は、入札を2回までとするが、落札者がいない場合は、最低の入札金額者と見積合せを2回までとする。
- (7) 入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札辞退届を入札日の前日までに提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

1 3 入札保証金

常陸太田市財務規則第120条第1項により免除。

1 4 積算内訳書

求めない。

1 5 契約保証金

常陸太田市財務規則第140条第1項による。

1 6 請負契約書及び仮契約

物品売買契約書（常陸太田市契約の標準約款に関する規程（平成11年常陸太田市訓令第2号）様式第7）及び常陸太田市財務規則第139条第1項の規程により仮契約書を作成する。

1 7 本契約の通知

当該契約は、常陸太田市財務規則第139条第2項の規程により議会の議決があったときは、当該契約の本契約を締結する旨の通知を行う。

1 8 支払条件

一括事後払いとし、前金払い及び部分払いは行わない。

1 9 落札候補者の決定

- (1) 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。
- (2) 落札となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者を決定したときは、直ちに落札候補者に対し電話等により連絡する。

2 0 競争参加資格の確認等

落札候補者は、入札参加資格の確認を行うので、次により書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - (ア) 競争参加資格確認申請書（様式第1号）
 - (イ) 必要な許可や認可がある場合、当該許可等の写し
 - (ウ) メンテナンス体制届出書（様式第4号）
- (2) 提出期限 令和8年9月4日 15時までに持参または電子メール
(keikan3@city.hitachiota.lg.jp) により提出
提出期限までに書類の提出がない場合は、競争参加資格が無いものとする。
- (3) 提出場所 常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係
- (4) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
ただし、説明を求める場合には、通知書の日付の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に総務部契約管財課契約検査係に書面により行わなければならない。

2 1 落札者の決定方法

- (1) 競争参加資格の確認書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
- (4) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等により連絡する。

2 2 この入札公告及び競争入札執行に関する照会先

常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係

電話 0294-72-3111（内線323・324）

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先
メールアドレス：	

様式第 1 号

競争参加資格確認申請書

年 月 日

常陸太田市長 藤田 謙二 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで公告のありました物品納入の一般競争入札に参加するための資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 物 件 名 08. 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B 型）購入
- 2 納入場所 常陸太田市山下町 1693 常陸太田市消防本部総務課
- 3 添付書類 ①委任状（様式第 3 号） 1 部
※代表者又は受任者以外の者が申請する場合は提出
②名刺 1 部 ※この申請書及び資料の記載責任者のもの

同等品申請書兼承認書

1 入 札 件 名 08. 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B 型）購入

2 入 札 日 時 令和 8 年9月4日 午前9時00分

3 同 等 品 名

品 名	メーカー名	規 格	数 量

4 入札(見積)業者名

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名
TEL／FAX
代理人氏名

上記品目について、同等品として入札することを了承

令和 年 月 日

しました。
出来ません。

常陸太田市消防本部総務課長 印

(注1)同等品を可能とする物品納入については、担当課へ直接持参又はFAXにおいて必ず了承を求めること。(カタログ添付)
(注2)同等品として、了承を得たもの以外での入札(見積)は無効とする。
(注3)了承を得た同等品事前確認書は、入札時提出すること。

委 任 状（参加資格申請用）

常陸太田市長 藤田 謙二 様

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 件名 08. 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B 型）購入

2 委任事項
・ 上記の競争参加資格申請に関する一切の権限

3 受任者
住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様式第 4 号

メンテナンス体制届出書

[08. 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B 型）購入]

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

（1） 最寄りの整備工場（整備拠点）の名称、所在地、電話番号

（2） 入札希望者との関係

（3） 実際に整備を担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

（4） 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、24 時間以内で対応いたします。

2 部品供給体制

（1） 部品供給の総括窓口及び担当者名、電話番号

（2） 供給系統（フローチャート図）

（3） 依頼から納品まで可能な限り早急に対応いたします。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

ア 緊急時の連絡先

イ 現地への派遣方法

ウ 修理依頼から現地到着までの所要日数は、24時間以内で対応いたします。

(2) メーカー技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

上記のとおり届出いたします。

令和 年 月 日

常陸太田市長 藤田 謙二 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

仮 契 約 書

- 1 契約事項（規格、品質及び数量等）
- 2 契約履行場所（納入場所）
- 3 契約履行期間（履行期限又は納入期限） 令和 年 月 日
- 4 契約金額 金 円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 契約保証金 免 除

上記契約事項については、常陸太田市長を甲とし、常陸太田市長と契約を締結する者を乙として、次の条項により契約対象物（以下「物品」という。）について契約を締結する。

- 第1条 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 物品の引渡し前に生じた滅失、損傷その他一切の損害は、すべて乙の負担とする。
- 第2条 納入物品が頭書の規格及び品質に相違すると認められるとき、又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において乙は、損害賠償の請求等は出来ないものとする。
- 第3条 前条に該当する場合は、一部において契約どおり履行済のものが甲がそれを引き取ったときは、甲は乙に対し、その数量に相当する代金を支払うものとする。
- 第4条 第2条の場合、頭書の規格及び品質に相違する物品を甲が引き取ったときは、甲はそれに見合う額を違約金として乙から徴収する。
- 第5条 乙の責により、納入期限内に頭書の物品を指定の場所に納入しないときは、甲は契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償として徴収する。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 第6条 乙が、第4条の違約金又は第5条の遅延利息を指定期限内に納付しないときは、甲は

契約代金支払の際にそれに相当する金額を差し引くものとする。

第7条 甲は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後に、市場価格に著しい変動があつた場合は、甲乙協議のうえ、契約金額の変更を行うことができるものとする。

第8条 この契約の締結後に要する費用及び現品納入に至るまでの費用は、乙の負担とする。

第9条 契約が履行されその物品が引き渡された後、甲は、乙の請求に基づいて、直ちに契約保証金を還付し、当該請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

第10条 本契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税および地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降に実施した業務にかかる消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

第11条 契約履行後であつても、材料若しくは、技術上の欠陥あるいはかし等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替又は補修するものとする。

第12条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不当行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第13条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 この契約書は仮契約である。議会の議決があつたときは、仮契約を本契約とするものであり、議会の議決を得た日が本契約の成立年月日とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 茨城県常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市長 藤田 謙二 ㊞

(乙) 住所

氏名 ㊞